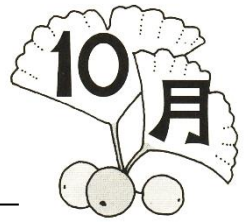


ほけんだより

平成30年10月3日



No. 14 小笠原中学校 保健室



運動会が終わり、あっという間に10月を迎えました。3年生中心に考えたダンス、ルールが大きく変更になった大ムカデ、中学と高校で分かれた色別対抗リレーなど、どの種目もよく頑張りました。何より今年は、本番に参加できなかった人が一人もいなかったことが、私は嬉しかったです。(怪我などで、一部の種目ができない人はいましたが)

運動会練習や暑さや疲れなどで、体調を崩す子が増える頃です。中間考査も控えています。運動会の疲れをしっかりとり、いつもの学校のリズムに切り替えましょう。

保健面談が始まっています。

養護教諭が生徒一人ひとりと話す「保健面談」を9月から実施しています。3年生の面談が終了しました。これから2年、1年の順に行っていきます。1年生の終了は11月末の予定です。内容は、生活習慣の聞き取りと、今年は「こころの土台」のチェックです。今の自分の「心のエネルギー」がどれくらいあるか、「社会生活をする上で必要な技術」はどれくらい身につけているのかを一緒に考えます。面談の日程などの詳細は、各学年にお知らせします。

～保護者の皆様へ～



1. 今年度より、10月の視力検査は行いません。

昨年度まで実施していた視力検査は、学校では行いません。4月の眼科専門診療を未受診だった生徒は、各自受診をお願いいたします。眼科専門診療の日程は、村民便りをご確認ください。

2. 色覚検査について

学校ではH28年度より、中1の希望者に対し色覚検査を実施しています。検査は、養護教諭がプライバシーに配慮しながら個別に行います。要受診と判断した場合は、眼科専門診療の受診を促します。小学校の頃に実施した検査と同じものです。結果も毎年変わるようなものではありません。

中1の保護者の皆様は、今年度検査を希望するかどうかご検討の上、後日配布される希望調査用紙をご提出ください。2・3年生は、希望調査は配布しませんが、進路選択等の理由で、色覚検査を希望する場合は、10月中までに、養護教諭へ直接ご連絡ください。

《10月の補食・食育内容》

重要! インフルエンザ出席停止のシステムが変更!

5日(金) ヨーグルト飲料

16日(火) ヨーグルト・食育講話

23日(火) ヨーグルト

24日(水) ローカルバーガー・お弁当の日

「ハロウィンかぼちゃプリン」

今年度より、インフルエンザにかかった時の診療所の出席停止のシステムが変更になります。**(詳細は裏面)**

これまで出席停止期間終了時に、医師の登校許可をもらうため、登校前に診療所を受診してもらいましたが、保護者の管理下で検温を行い、解熱後2日後経ったら家庭で書類を記入後、登校可となりました。

～10月の保健目標～

食事と運動の関係に

ついて考えよう



インフルエンザの出席停止システムが変更になります。

	これまで	今学期から
インフルエンザの疑い発覚	病院受診→インフルエンザかどうか診断 →学校へ連絡	これまでと同じ
出席停止基準	発症後5日かつ、解熱後丸2日を経過すること ※法律で決められています。	これまでと同じ
出席停止期間中の過ごし方	毎日検温を行い、自宅休養。	検温の結果を、インフルエンザ診断書(証明書)に保護者が記録し、自宅休養。
出席停止明けの医師の登校許可	必要(登校前に診療所を受診し、許可を得てから登校)	不要
必要書類(出席停止終了書)	学校から渡される「学校感染症 証明書」を医師に記入してもらい、登校初日に学校に提出	診療所から渡される「診断書(証明書)」に保護者が必要事項を記入し、登校初日に学校に提出

新様式(インフルンザと診断された時に診療所から渡されます)

診断書(証明書)		学校用								
患者氏名:	生年月日:平成 年 月 日									
学校・学年:	小 中 高 年									
上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。										
簡易キット使用	<input type="checkbox"/> 使用なし 臨床診断のみ (A型疑い B型疑い) <input type="checkbox"/> 使用あり 陽性 (A型 B型) 陰性									
症状出現日	月 日	診断日: 平成 年 月 日								
上部分は診療所医師が記入		医療機関名: 小笠原村診療所								
		医師氏名:	印							
※ 学校保健安全法施行規則第19条第2項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされています。										
保護者記入欄(下記の記録欄を記入後、学校へ提出してください)										
下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、丸2日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願い致します。										
注) 解熱とは、丸1日発熱せずに経過したことをいいます。										
記録	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目	
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
体温(朝)	度	度	度	度	度	度	度	度	度	
体温(夕)	度	度	度	度	度	度	度	度	度	
例1	検温を毎日行い、保護者が記録する。						可能			
例2	発症1日目	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日	登校可能		
例3	「発症後5日を経過し、解熱後丸2日」たったら									
例4	「保護者サイン欄」を記入・押印し、						可能			
例5	発症4日目	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
例6	登校初日に学校に持参。診療所の受診は不要。								登校可能	
← 出席停止期間										
(発熱期間が長く、解熱後、丸2日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどして記入してください)										
平成	年	月	日	生徒氏名:						
				保護者氏名:					印	
学校記入欄:		出席停止期間		月	日	~	月	日		

皆さんもご存じの通り、インフルエンザの流行期は、

- ①インフルエンザの疑いで診断を受ける人、
- ②インフルエンザの出席停止期間が終了となるため、医師に登校の許可を求める人で診療所は混雑していました。

①の高熱で苦しむ子の治療・診断を優先させるため今年度から、システムの一部変更がありました。

左が新しい「診断書(証明書)」です。以前は、学校から書類を渡して医師が記入していましたが、診断後は、家庭で検温をし、保護者の確認・書類の記入で、登校可となりました。

感染拡大を防ぐため、「発症して5日、解熱後丸2日を経過」という基準は、必ず守ってください。また、水痘などの出席停止しなくてはならない他の感染症は、従来通りです。

ご協力宜しくお願いします。